

愛宕山地域開発事業の中止に伴う
岩国都市計画の変更について

岩国都市計画
新住宅市街地開発事業の変更（図書）

■ 計 画 書

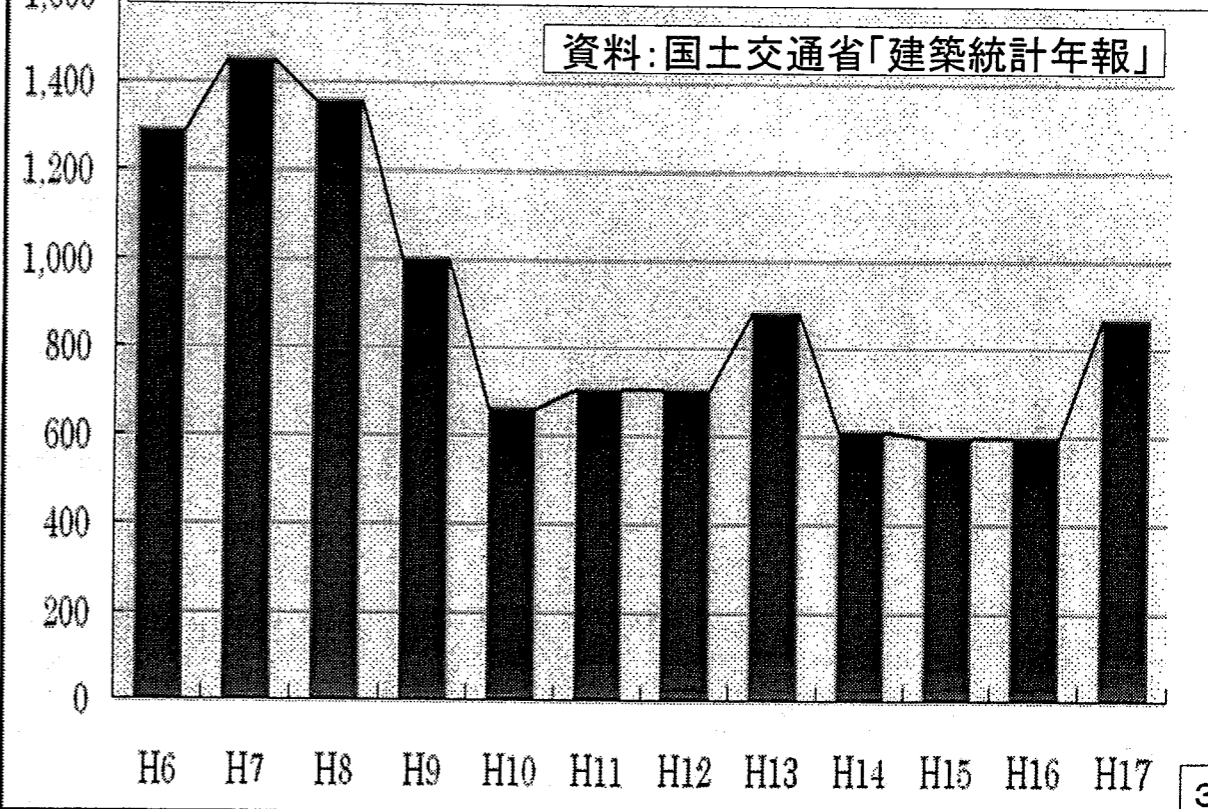
都市計画愛宕山新住宅市街地開発事業を廃止する。

■ 理 由 書

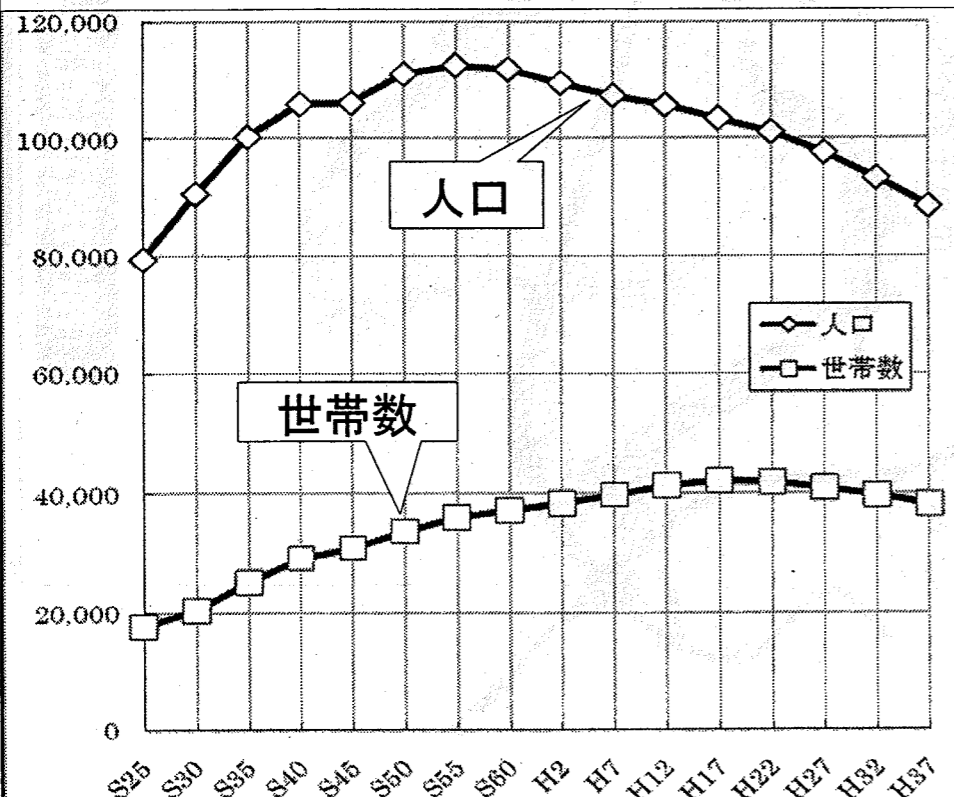
今般の社会経済情勢の変化による当該地域における住宅需要や供給の将来見通し等を総合的に勘案した結果、岩国市域における住宅需要が著しく多いとは見込まれず、愛宕山地域での相当規模の住宅地を供給する新住宅市街地開発事業の施行の必要がなくなったと判断したことから本事業を廃止するものです。

岩国市の新設住宅着工戸数の推移

資料：国土交通省「建築統計年報」



岩国市の人口と世帯数の推移と予測



■平成17年までは、「国勢調査」
 ■平成22年以降の人口は国立社会保障・人口問題研究所の推計値(H15.12)
 ■平成22年以降の世帯数は、平成17年の岩国市の世帯数に国立社会保障・人口問題研究所の世帯数の将来推計値(H17.8)中にある山口県の世帯数増減率の将来推計値を乗じて算出

岩国都市計画道路の変更（図書）

■ 計 画 書

都市計画道路中3・4・40牛野谷尾津線を廃止する。

■ 理 由 書

都市計画道路3・4・40牛野谷尾津線は、愛宕山新住宅市街地開発事業の実施により新たに発生集中する交通に対応するため、当該事業区域内の幹線道路として愛宕山新住宅市街地開発事業の都市計画決定に併せて決定したものです。

このたび、愛宕山新住宅市街地開発事業の廃止に伴い本都市計画道路を併せて廃止するものです。

岩国都市計画都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針の変更(図書) (都市計画区域マスタープランの変更)

■ 計 画 書

岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

■ 理 由 書

岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第6条の2の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするために、平成16年3月に都市計画決定されています。

この度、愛宕山新住宅市街地開発事業の廃止に係る都市計画の変更に伴い、この事業を位置づけている都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

5

今後の手続き

説明会

本日

◆公述申出書

【記載内容】 公述の要旨、理由、住所、氏名、電話番号

【提出先】 山口県土木建築部都市計画課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL: 083-933-3725

【提出方法】 郵送 または 持参

【提出期限】 5/20(火) (※郵送の場合は消印有効)

公聴会

5/27(火)
13:00~

開催場所: 岩国市民館小ホール

6

図面平面計画

